

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①鹿沼市の人口構造

国勢調査によると、本市の人口は、平成 22 (2010) 年の 102,348 人にピークに減少に転じ、令和 2 (2020) 年には 94,033 人となっている (図 1)。年齢階層別で見ると、老年人口 (65 歳以上) は 30.5%、年少人口 (0 歳以上 15 歳未満) は 11.8%、生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満) は 57.7%であり、老年人口の割合は増加、年少人口・生産年齢人口の割合は減少しており、少子高齢社会が加速している (図 2)。

本市の「人口ビジョン」では、令和 27 (2045) 年には、総人口が 68,278 人、生産年齢人口割合は 48.7%、老年人口割合は 41.4%となり、そのうち 24.5%が 75 歳以上の高齢者となるなど非常に厳しい状況になることを予測している。労働力の減少がほぼ確実視される中で、本市における産業振興及び経済循環の観点から、賃金及び生産性の向上は喫緊かつ非常に重要な課題である。



図 1 鹿沼市の人口推移と将来推計 (第 2 期鹿沼市総合戦略より)

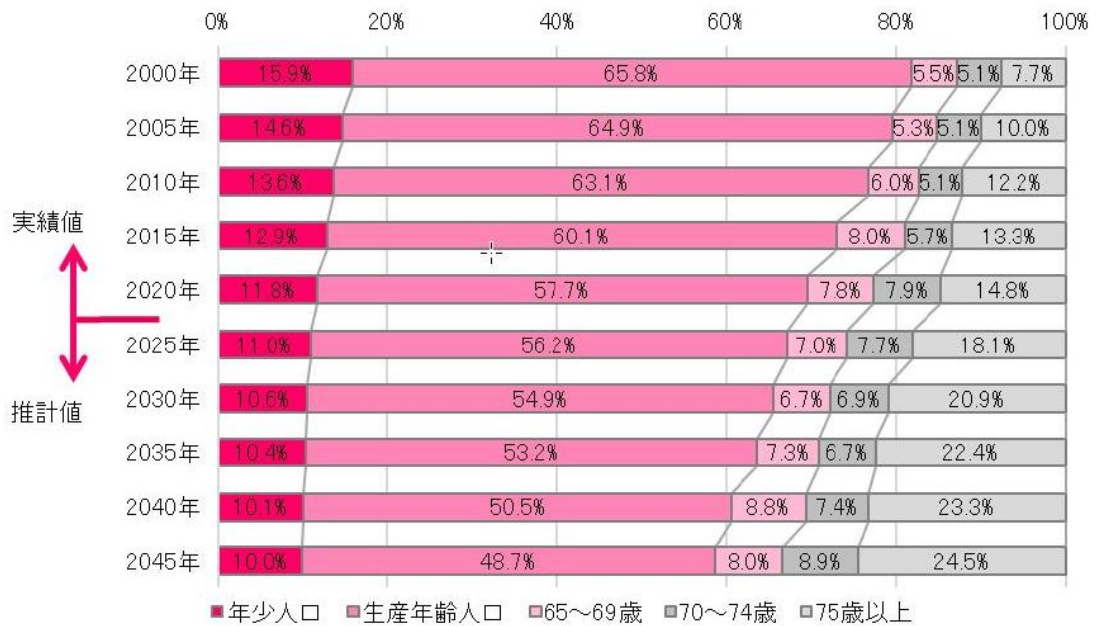


図2 年齢3区分別人口割合の推移（第2期鹿沼市総合戦略より）

②鹿沼市の産業構造及び中小企業者の実態等

令和3年経済センサスによると、本市の企業数は3,278社、事業所数は4,506事業所、従業員数は42,202人である。産業別に見ると、第一次産業が40事業所、504人、第二次産業が1,269事業所、16,557人、第三次産業が2,950事業所、25,141人である。本市の産業別割合は、全国と比較すると、第二次産業の割合が多く、第三次産業が少ない（全国従業者別：第一次産業0.79%、第二次産業22.02%、第三次産業77.19%、鹿沼市従業者別：第一次産業1.20%、第二次産業39.23%、第三次産業59.57%）。

企業が生み出す付加価値額で見ると、本市の産業の中心は、全体の約4割を占める製造業である（図3）。中でも、自動車・航空機・医療機器関連等の金属加工業や、伝統的技術を生かした建具部材製造や家具製造等の木工業関連の事業所が多い（図4）。

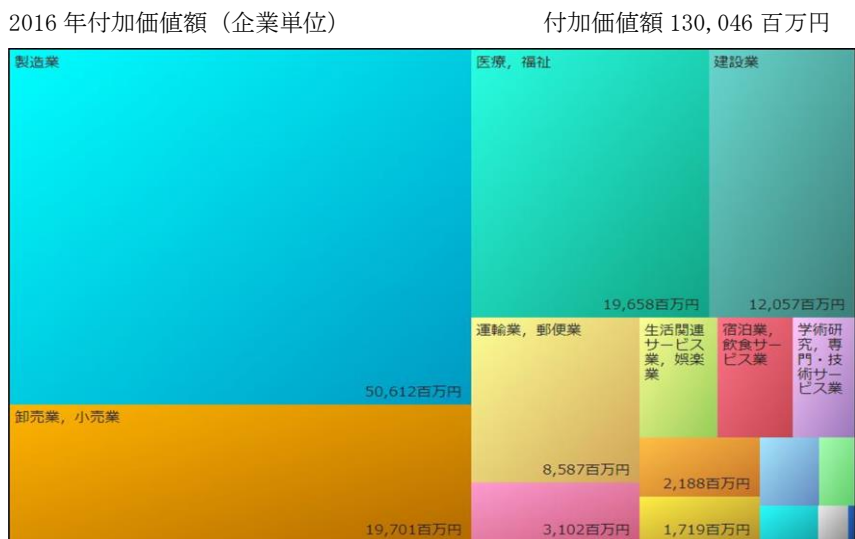


図3：産業構造マップ 付加価値額（地域経済分析より）

2019 年事業所数(実数)

387 事業所

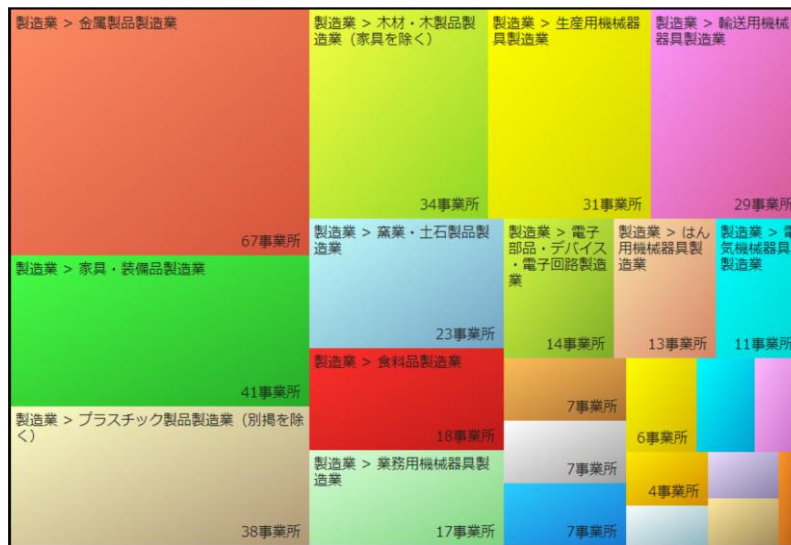


図4：産業構造マップ 事業所数（地域経済分析より）

本市の中小企業者の多くは、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行や、ロシアによるウクライナ侵攻、円安に伴う資材価格高騰等の影響を大きく受けている。

中でも、木工業関連では、2021年に起こったウッドショックと呼ばれる木材価格高騰等の影響も受け、原材料価格が大幅に上がり、利益圧迫につながっている。

また、金属加工業関連においても、コロナ禍におけるサプライチェーン毀損の影響を受けただけでなく、自動車関連分野では半導体不足による減産、航空機関連分野ではボーイング社の減産等の影響を受け、売上高や付加価値が減少している。

このような厳しい状況の中でも、本市の中小企業者の間には、苦境に負けず前に進もうとする機運が高まっている。若手経営者を中心、既存技術を新たな分野へ活かす事業再構築に取り組んだり、IoT・AIに着目し生産性の向上・付加価値の増加を狙ったり、コスト競争になっている国内市場から脱却し、日本古来の文化や伝統に興味を抱く海外市場への販路開拓に挑戦したりする企業が着実に増加している。

③鹿沼市の産業支援

本市では、第8次総合計画における政策3「にぎやか（産業・文化）」に産業振興に関する以下の2つの施策を位置づけている（図5）。

ア 雇用の創出と働く環境づくり

雇用の創出を図るため、産業基盤の整備や企業誘致等を積極的に行う。また、企業の人材の確保・定着、働きやすい労働環境づくりを進めるために、民間事業者、ハローワーク等の関係機関と連携し、求職者と企業とのマッチングを支援するとともに、仕事と子育ての両立など、新しい働き方の普及啓発に取り組む。

イ 地域と連携した商工業の振興

市内事業者の生産性向上、経営基盤の強化を図るために、製品開発や販路開拓等に加え、デジタル化や新技術開発促進のための支援などを充実させる。

企業の成長を図るため、企業の課題やニーズを的確に把握し、個社ごとに応じたきめ細かい支援を実施する。

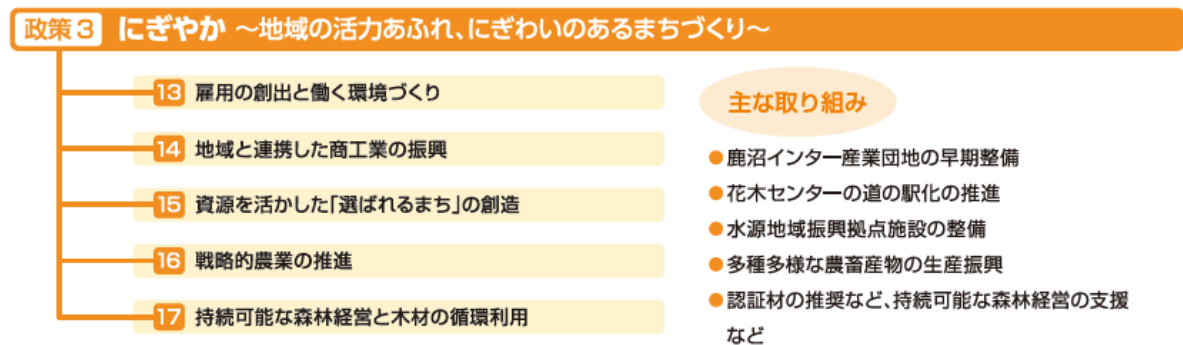


図5：第8次総合計画体系図（該当部分抜粋）

④産業支援計画等

ア 鹿沼市総合戦略（令和4年3月策定）

第8次鹿沼市総合計画に掲げる目指すまちの姿「花と緑と清流のまち・笑顔あふれるやさしいまち」を実現するため、以下基本目標の達成を目指す。

i. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

- ・ 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- ・ 安心して働ける環境の実現

〈数値目標〉

- ・ 製造品出荷額：47,789,786万円（令和8年度）
- ・ 仕事にやりがいを感じている市民の割合：70%（令和8年度）

ii. 基本的方向

〈地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現〉

- ・ 地域企業の生産性向上、経営基盤の強化を推進する。
- ・ 地域と連携した商業サービス業を振興する。

〈安心して働ける環境の実現〉

- ・産業用地の早期確保及び企業誘致の継続実施により雇用を創出する。
- ・働きやすい労働環境づくりを進める。

イ 中小企業振興条例（平成 30 年 4 月 1 日施行）

市の責務等を明らかにし、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することで、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的に施行。

（2）目標

平成 28 年経済センサスによると、本市の全産業における労働生産性は 4,315 千円であり、栃木県平均の 4,537 千円、全国平均の 5,449 千円に及ばない（図 6）。

本市は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内事業者に対し先端設備等の導入を促すことで、法律の施行期間である 2 年間で本市の労働生産性を全国平均にまで押し上げ、宇都宮経済圏において中核を成す都市として更なる経済発展を目指す。

数値目標として、計画期間中での先端導入設備等導入計画の認定を 72 件とする。

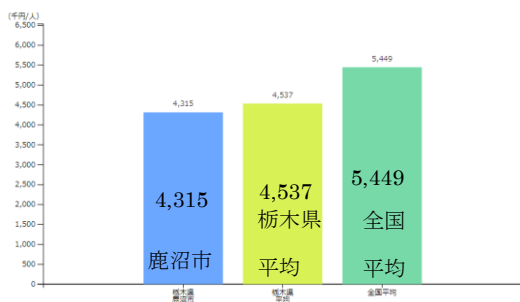


図 6：企業単位の労働生産性（2016 年）（地域経済分析より）

（3）労働生産性に関する目標

事業者の受注拡大や業務効率化等による付加価値額の向上へつながる設備導入について、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内事業者の生産性向上を広く実現する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市に立地する事業者の生産性向上を市域全体で広く実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多岐にわたり、多様な業種が市の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。さらに、生産性向上に向けた事業者の取組は、設備導入、生産管理、IT 導入によるネットワーク化等、多様であるため、本事業において対象とする業種は、全業種、全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。